

新規上場申請のための四半期報告書

アウトルックコンサルティング株式会社

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸殿

【提出日】 2023年11月 8 日

【四半期会計期間】 第18期第 1 四半期(自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)

【会社名】 アウトルックコンサルティング株式会社

【英訳名】 OutlookConsulting Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平尾 泰文

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山三丁目 1 番 3 号スプライン青山東急ビル

【電話番号】 03-6434-5670(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 岩田 謙作

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山三丁目 1 番 3 号スプライン青山東急ビル

【電話番号】 03-6434-5670(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 岩田 謙作

目 次

	頁
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	1
第2 【事業の状況】	2
1 【事業等のリスク】	2
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	2
3 【経営上の重要な契約等】	2
第3 【提出会社の状況】	3
1 【株式等の状況】	3
2 【役員の状況】	6
第4 【経理の状況】	7
1 【四半期財務諸表】	8
2 【その他】	14
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	16
四半期レビュー報告書	17

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第18期 第1四半期 累計期間
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年6月30日
売上高	(千円)	376,839
経常利益	(千円)	131,588
四半期純利益	(千円)	85,887
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—
資本金	(千円)	100,000
発行済株式総数	(株)	17,600,000
純資産額	(千円)	566,361
総資産額	(千円)	1,171,464
1株当たり四半期純利益	(円)	24.40
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円)	—
1株当たり配当額	(円)	—
自己資本比率	(%)	48.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 当社は2023年9月30日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っておりますが、第18期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

① 財政状態

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は952,882千円となり、前事業年度末に比べ297,086千円増加しました。これは主に現金及び預金が397,515千円増加したことによるものであります。

固定資産は218,582千円となり、前事業年度末に比べ45,768千円減少しました。これは主に繰延税金資産が45,515千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、1,171,464千円となり、前事業年度末に比べ251,317千円増加しました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は605,102千円となり、前事業年度末に比べ165,430千円増加しました。これは主に契約負債が387,394千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、605,102千円となり、前事業年度末に比べ165,430千円増加しました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は566,361千円となり、前事業年度末に比べ85,887千円増加しました。これは主に当第1四半期累計期間における四半期純利益85,887千円を計上したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は48.3%(前事業年度末は52.2%)となりました。

② 経営成績

当第1四半期累計期間におきましては、コンサルティングビジネスの売上が好調に推移し、併せて、サブスクリプション型での提供等によりベースビジネスの売上が伸長し、ストック型の安定的なサービス収入が増加しました。この結果、売上高376,839千円、営業利益131,516千円、経常利益131,588千円、四半期純利益85,887千円となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は15,572千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

(注) 2023年9月30日開催の臨時株主総会決議により、同年9月30日付で株式併合に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は、35,920,000株減少し、14,080,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年11月8日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,600,000	3,520,000	非上場	株主として権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります
計	17,600,000	3,520,000	—	—

(注) 1. 2023年8月22日開催の臨時株主総会において定款変更を決議しており、2023年9月1日付で効力を発生する1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 当社は2023年9月30日開催の臨時株主総会により、同年9月30日付で普通株式5株につき1株の割合で株式の併合を行っております。これにより、発行済株式総数は14,080,000株減少し、3,520,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

区分	第2回新株予約権
決議年月日	2023年5月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 65名(注)9、(注)10
新株予約権の数(個)※	291,500[291,110](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式291,500[58,222](注)1、(注)8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	436[2,180](注)2、(注)8
新株予約権の行使期間※	2025年6月1日～2033年5月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 436[2,180](注)8 資本組入額 218[1,090]
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※決議年月日である2023年5月23日における内容を記載しております。付与日時点から提出日の前月末現在(2023年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については付与日時点における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は1株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は436円とする。なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、新株予約権の行使を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)又は(ホ)の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会が承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (ロ)当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- (ハ)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (ニ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (ホ)新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交

付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件などを勘案のうえ、上記1に準じて決定するものとする。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件などを勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の株を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5に準じて決定するものとする。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得条項
上記4に準じて決定するものとする。
 - ⑨ その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定するものとする。
6. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 7. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は発行しない。
 8. 当社は、2023年9月30日開催の臨時株主総会決議により、同年9月30日付で普通株式5株を1株にする株式併合を行っており、上記「新株予約権の数(個)」、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されています。
 9. 付与対象者の退職による権利の喪失1名により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、取締役3名、従業員64名となっております。
 10. 当社と付与対象者との間において、付与対象者が当該新株予約権を行使したときには、割当日から上場後6か月間を経過する日までの間は、取得株式等の全部又は一部を第三者に譲渡しない旨の内容を含む契約を締結しております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	—	17,600,000	—	100,000	—	—

(注) 当社は2023年9月30日開催の臨時株主総会により、同年9月30日付で普通株式5株につき1株の割合で株式の併合を行っております。これにより、発行済株式総数は14,080,000株減少し、3,520,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,600,000	176,000	株主として権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	17,600,000	—	—
総株主の議決権	—	176,000	—

- (注) 1. 2023年8月22日開催の臨時株主総会において定款変更を決議しており、2023年9月1日付で効力を発生する1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
2. 当社は2023年9月30日開催の臨時株主総会により、同年9月30日付で普通株式5株につき1株の割合で株式の併合を行っております。これにより、発行済株式総数は14,080,000株減少し、3,520,000株となっております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式(その他)の株式数は3,520,000株、議決権の数は35,200個、発行済株式総数の株式数は3,520,000株、総株主の議決権は35,200個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2023年4月1日から2023年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2023年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	717,964
売掛金及び契約資産	229,383
その他	5,534
流動資産合計	952,882
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	82,497
工具、器具及び備品(純額)	18,800
土地	69,537
有形固定資産合計	170,835
無形固定資産	
ソフトウェア	242
無形固定資産合計	242
投資その他の資産	
差入保証金	23,877
繰延税金資産	23,626
投資その他の資産合計	47,504
固定資産合計	218,582
資産合計	1,171,464

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2023年6月30日)

負債の部	
流動負債	
未払法人税等	501
契約負債	470,075
賞与引当金	27,883
その他	106,642
流動負債合計	605,102
負債合計	605,102
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
利益剰余金	466,361
株主資本合計	566,361
純資産合計	566,361
負債純資産合計	1,171,464

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
売上高	376,839
売上原価	123,495
売上総利益	253,343
販売費及び一般管理費	121,827
営業利益	131,516
営業外収益	
その他	72
営業外収益合計	72
経常利益	131,588
税引前四半期純利益	131,588
法人税、住民税及び事業税	186
法人税等調整額	45,515
法人税等合計	45,701
四半期純利益	85,887

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	4,046千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

(1) 親会社が吸収合併存続会社となった場合の貸借対照表及び損益計算書への影響

2022年3月31日に行われたユナイテッドソリューションズ株式会社を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併は、企業結合会計上の共通支配下の取引に規定される子会社が親会社を吸収合併する場合に該当し、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)第213項に基づき、ユナイテッドソリューションズ株式会社が吸収合併存続会社とみなした場合の影響額は、以下のとおりです。

① 四半期貸借対照表項目

流動資産	－千円
固定資産	1,971,476千円
資産合計	1,971,476千円
流動負債	－千円
固定負債	153,896千円
負債合計	153,896千円
純資産	1,817,580千円

(注) 固定資産には、のれんが1,526,550千円含まれており、効果が発現すると見込まれる期間(18年)で定額法により償却しております。

② 四半期損益計算書項目

売上高	－千円
営業利益	△36,063千円
経常利益	△36,063千円
税引前四半期純利益	△36,063千円
四半期純利益	△33,248千円
1株当たり四半期純利益	△9.45円

注) 1. 営業利益には、のれん償却費が27,924千円含まれております。

2. 当社は2023年9月30日付で普通株式5株につき普通株式1株の割合で株式併合を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はSactona事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
Sactona事業	
コンサルティングビジネス	229,516
ベースビジネス	147,323
顧客との契約から生じる収益	376,839
その他の収益	—
外部顧客への売上高	376,839

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	24円40銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	85,887
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	85,887
普通株式の期中平均株式数(株)	3,520,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第2回新株予約権1種類 (新株予約権の数291,500 個)。なお、新株予約権の 概要は「第3 提出会社の 状況 1 株式等の状況」 (2)新株予約権等の状況」 に記載のとおりでありま す。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は2023年9月30日開催の臨時株主総会により、同年9月30日付で普通株式5株につき1株の割合で株式の併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 株式併合

当社は、2023年9月30日開催の臨時株主総会に株式併合について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認可決されております。

(1) 株式併合の目的

当社は、上場後の株価形成の見通しを鑑み、普通株式5株を1株の割合をもって併合いたしました。

(2) 株式併合の概要

①併合の方法

2023年9月30日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式5株につき1株の割合をもって併合いたしました。

②併合により減少した株式数

株式併合前の発行済株式総数

17,600,000株

株式併合により減少する株式数

14,080,000株

株式併合後の発行済株式総数

3,520,000株

③株式併合の効力発生日

2023年9月30日

④1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

2. 固定資産の譲渡

当社は、2023年8月22日開催の取締役会におきまして、下記のとおり、固定資産の譲渡について決議し、2023年9月29日に譲渡契約を締結し、2023年10月31日付で譲渡する予定です。

(1) 譲渡の理由

経営資源の有効活用及び財務体質の強化を図るため、当該固定資産を譲渡することといたしました。

(2) 譲渡資産の内容

(1) 資産の名称	開発ラボ／保養所
(2) 所在地	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字向原1891番地104
(3) 資産の内容	土地 1,311㎡ 建物 301.12㎡
(4) 譲渡価額	235,000千円
(5) 現況	開発ラボ・保養所として使用中

(3) 譲渡先の概要

譲渡する相手会社の名称は株式会社タカラクリエイトになります。なお、譲渡先と当社との間には記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(4) 譲渡の日程

(1) 取締役会決議日	2023年8月22日
(2) 契約締結日	2023年9月29日
(3) 物件引渡期日	2023年10月31日

(5) 当該事象の損益に与える影響

2024年3月期第3四半期会計期間において、固定資産売却益約87,275千円を特別利益として計上する予定です。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年10月30日

アウトロックコンサルティング株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岡江 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

鳥津慎一郎

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているアウトロックコンサルティング株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アウトロックコンサルティング株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上